

グローバル行動規範

a. 法律およびルールの遵守

日産の従業員等は、会社のポリシーや規則に加え、事業活動を行う全ての国の法令・規則等を遵守します。

b. 安全の推進

日産は安全と健康の促進に取り組んでいます。日産の従業員等は、健全な職場環境を維持促進するため安全に業務を遂行する必要があります。さらに、日産はお客さまと搭乗者及び歩行者の安全を確保することに細心の注意を払っています。そのために日産の従業員等は、製品の安全性や安全策を継続的に推進し、交通安全への意識を高めなくてはなりません。

c. 利益相反行為の禁止

従業員等は日産の利益を考えて行動することが期待されています。会社の利益に反して、行動・活動し、情報を使用することは禁じられています。さらに従業員等は、利益相反とみられるような外観が存在しないように努めなければなりません。

d. 会社資産の保護

日産の従業員等は会社の資産を保護する責任があります。許可なく資金や企業秘密、物的資産、知的財産を含む会社資産を使用することは禁じられています。

e. 公平・公正な関係

日産の従業員等は取引先（販売会社、部品メーカー、その他の関係先）と公平かつ公正な関係を維持していかなければなりません。

f. 透明性と説明責任の確保

会社は企業経営に係る勘定と記録を誠実に管理しなければなりません。日産の従業員等は、株主、経営陣、お客さま、他の従業員、地域社会等の関係者に対し、企業活動に係る情報を、公平性と透明性をもって、適時・適切に開示します。

g. 多様性の尊重と機会平等

日産は従業員等及び取引先、お客さま、地域社会の多様性、公平性及び一体性（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）を評価・尊重します。また、差別や報復、いやがらせは、どんな形・程度にせよ容認されるべきではありません。

h. 環境保護

日産の従業員等は、製品を開発し、サービスを提供する際、環境保護を考慮しなければなりません。合わせてリサイクル・省資源・省エネルギーの推進に努めなければなりません。

i. 実践・報告の義務

日産の従業員等は、この行動規範に従い業務を遂行しなければなりません。行動規範の違反を察知した場合には、速やかにその旨を報告する義務を負っています。報告に際しては、グローバル内部通報システム「SpeakUp」の利用が推奨されています。そして、信念に基づいて違反行為を報告した従業員等は報復を受けることがないよう保護されています。

定義

- ・「日産」、「会社」：日産自動車株式会社と海外企業を含む全ての地域・国の連結会社
- ・「従業員等」：取締役、執行役員、従業員、契約社員（法令で認められている場合）、その他日産が雇用する個人